第2章 金融支援計画

1. 計画の概要

地震により被害を受けた農業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町 及び県が実施する金融支援対策について定める。

2. 天災融資制度による融資(農業関係)

(1) 天災資金の貸し付け(天災融資法が適用された場合)

町及び県は、天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し、利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農業者(以下「被害農業者」という。)に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けた者に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

(2) 山形県農林漁業天災対策資金の貸し付け

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害での被被害農業者に対し、低利の経営資金を融通する。

3. 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農業者に対し、農業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

4. 各融資機関に対する円滑な融資の要請(農業関係)

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化及び貸し出し条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害農業者への円滑な融資が図られるよう努める。

5. 既貸付金の条件緩和(農業関係)

(1) 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害農業者に対する既貸付農業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請する。

(2) 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害農業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

6. 農業者への各種措置の周知

町及び県は、農業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害農業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

7. 被災中小企業の資金需要の把握

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めたときは、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めたときは、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

8. 既存金融制度による融資(商工業関係)

災害復旧に関係する既存の融資制度としては、山形県商工業振興資金(県)、災害貸付(日本政策金融公庫)、災害復旧貸付(商工組合中央公庫)があり、天災により被害を受けたために必要となった事業資金については、これらの活用を促す。

9. 各金融機関に対する円滑な融資の要請(商工業関係)

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの 簡便化、貸し出しの迅速化及び貸し出し条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた 中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

10. 既貸付金の条件緩和(商工業関係)

(1) 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金(山形県商工業振興 資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金)について、法令規則等の範囲内におい て償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

(2) 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

11. 中小企業者への各種措置の周知

(1) 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種広報手段を活用して、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

(2) 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。